

茅野市告示第 2 3 3 号

茅野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成16年茅野市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

茅野市長 今井 敦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この要綱は、母子家庭の母及び父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって<u>現に20歳未満の児童</u>を扶養している者をいう。以下同じ。）が就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、必要な事項について定めることを目的とする。 （支給対象者） 第 2 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母及	（目的） 第 1 条 この要綱は、母子家庭の母及び父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって<u>児童</u>を扶養している者をいう。以下同じ。）が就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、必要な事項について定めることを目的とする。 （支給対象者） 第 2 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母及

び父子家庭の父とする。 [新設] <u>(1)～(4)</u> [略] (支給期間等) 第4条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48箇月を超えるときは、<u>48箇月</u>）を超えない期間とする。 2 訓練促進給付金は、月単位で支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。 3 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。	び父子家庭の父とする。 <u>(1) 現に20歳未満の児童（修業開始日後に20歳に到達する児童を含む。）を扶養していること。</u> <u>(2)～(5)</u> [略] (支給期間等) 第4条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48箇月を超えるときは、<u>48箇月。准看護師から看護師の養成機関に引き続き修業する場合は、60箇月</u>）を超えない期間とする。 2 訓練促進給付金は、月単位で支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。 3 修了支援給付金は、修了日を経過した日（<u>准看護師から看護師の養成機関に引き続き修業する場合は、看護師養成機関の修了日を経過した日</u>）以後に支給するものとする。
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

様式第2号中

「

養成機関及び修業内容について	修業に係る資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他（ ）
----------------	---------	--

」

を

「

養成機関及び修業内容について	修業に係る資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他（ ）
	准看護師から看護師の養成機関に引き続き修業する予定がある・ない	

」

に改める。

様式第 3 号中

「

養成機関及び修業内容	修業に係る資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他（ ）
------------	---------	---

」

を

「

養成機関及び修業内容	修業に係る資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他（ ）
	准看護師から看護師の養成機関に引き続き修業する予定がある・ない	

」

に、

「

- ・世帯を構成する者に異動があったとき

」

を

「

- ・世帯を構成する者に異動があったとき
- ・准看護師養成機関修了後、引き続き看護師養成機関で修業する旨を支給申請時に意思表示した場合で、看護師養成機関で修業しないこととなったとき

」

に改める。

様式第 4 号中

「

受給者資格者番号	
----------	--

」

を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。